

(続)消防法令用語の基礎知識 ～第4回～

初めて予防行政に携わる人と、もう一步広い知識を求めている人のために

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

消防法令研究会

今回は、これまでの解説の中で何度か登場した「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（以下「ルートB設備」という。）について少し詳しく説明したい。

ルートB設備は、平成16年6月1日に施行された消防法令の改正により新たに設けられた令第29条の4がその設置根拠になるが、その趣旨について前回の解説を引用すると次の4点が挙げられる。

- ① 通常用いられる消防用設備等（以下「ルートA設備」という。）に代えて、用いることができること。
- ② ルートA設備及びルートB設備とも、求められる防火安全性能は「火災の拡大を初期に抑制する性能」、「火災時に安全に避難することを支援する性能」及び「消防隊による活動を支援する性能」の3種類であること。
- ③ ルートB設備の有する防火安全性能は、ルートA設備の防火安全性能と同等以上であること。
- ④ ③の同等性の判断は、総務省令に基づき消防長等が行うこと。

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

上記の導入部で掲げた趣旨について、令第29条の4の条文に立ち返る形で確認してみたい。

趣旨① 令第29条の4第1項に規定されているものである。ただし、設置の要件としては趣旨③及び④を満足することが必要である。

趣旨② 令第29条の4第1項中防火安全性能として規定されている三つの性能は、法第17条第1項において「「消火」、「避難」、「その他の消防の活動」のために必要とされる性能を有するように」と規定されているのを踏まえたものである。なお、消防用設備等は、これらの三つの性能のうち一つしか有していないとは限らず、一つの設備で複数の性能を有しているものも当然存在する。（明示されている例：特定共同住宅等に設置される共同

住宅用自動火災報知設備）

趣旨③ 令第29条の4第2項の条文そのものであるが、設置される設備が異なった場合に、その対象物が有する防火安全性能が損なわれてはならないことはいうまでもない。

趣旨④ この趣旨は令第29条の4第1項に規定されているが、ポイントは大きく二つ、「防火安全性能が同等以上であるか否かの判断を総務省令により行うこと」及び「その判断を消防長又は消防署長が行うこと」である。

前者について、ルートB設備は、特殊消防用設備等（物件毎に設備等設置維持計画を作成し、その性能を総務大臣が認めることが必要）と異なり、要求性能に係る技術上の基準を予め総務省令で定め、その性能を客観的に評価することが必要とされている。なお、評価方法としては、数式等を用いた「性能規定的」な検証法を目標としているが、ルートA設備のような仕様規定的な評価方法を排除しているものではなく、検証技術の開発状況等に応じて柔軟に対応できる規定ぶりとなっている。

後者について、消防長等が、具体的にどのように判断を行えばよいか迷うかもしれないが、「消防法施行規則の一部改正等に係る執務資料の送付について（平成16年12月24日消防予第258号）」問8の答に、「令第29条の4に基づき、「消防長、消防署長が～認める」ための要件とは、その防火安全性能が、通常用いられる消防用設備等と同等以上と認められるものとして、同条の規定に基づく総務省令（これに基づく告示を含む）に定める設置及び維持の技術上の基準等に適合していることである。」と示されていることから、消防長等は、ルートB設備が当該設備に係る省令の基準等に適合しているかどうかのみを審査すればよいことがわかる。

既に技術基準が整備されているルートB設備

今までに令第29条の4に基づき公布された省令としては次のようなものがある。

①必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年5月31日公布総務省令第92号）

②特定共同住宅等において必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年3月25日公布総務省令第40号）

③特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年12月26日公布総務省令第156号）

④排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年9月15日公布総務省令第88号）

⑤複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年2月5日公布総務省令第7号）

①～⑤により規定された各設備については、次回以降時間を割いて解説したいと思うが、それぞれの導入経緯及び概要は次のとおりである。

①によりルートB設備として位置づけられたものは、「パッケージ型消火設備」及び「パッケージ型自動消火設備」である。これらの設備は、「既存の社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について（昭和62年10月27日消防予第189号）」により、昭和62年6月に発生した特別養護老人ホーム「松寿園」火災等を踏まえ消防用設備等の設置基準が強化された社会福祉施設等について、既存のものに限り一定の要件を満たした場合は、令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備の代わりに設置することが認められてきたものである。同通知の公布以降、これらの設備が全国的に相当数設置されていた実態を踏まえ、知見が蓄積されたものとして、ルートB設備の第一弾として認められた。

②によりルートB設備として位置づけられたものは、「共同住宅用スプリンクラー設備」、「共同住宅用自動火災報知設備」、「共同住宅用連結送水管」等である。これらの設備は、名称が変わっているものもあるが、①と同様「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成7年10月5日消防予第220号）」により、令第32条の規定を適用してその設置が認められてきたものである。ただし、②は同通知を単に省令化しただけではなく、省令が適用できるか否かを判断する基準のいくつかに客観的検証法が取り入れられたことが注目される。

③によりルートB設備として位置づけられたものは、「特定小規模施設用自動火災報知設備」である。

平成18年1月に発生した認知症グループホーム火災及

び平成19年1月に発生したカラオケボックス火災等を受け、令別表第一(2)項ニ及び(6)項については、面積を問わず自動火災報知設備の設置が必要になったが、それぞれの火災への対応策等が議論された検討会において、

○「対象物全体の規模が小さいことや各居室があまり広くないこと等認知症高齢者グループホームの特性を考慮すれば、自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器を活用することも考えられる。（認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書－平成18年3月）」

○「新たに設置対象となる小規模な施設については、その実情に即した仕様・性能を有する自動火災報知設備に関する基準を整備することが必要である。（予防行政のあり方に関する検討会中間報告－平成19年12月）」

という結論が得られたことから、当該用途の特性に応じた消防用設備等が検討され、③の制定に至ったものである。

④によりルートB設備として位置づけられたものは、「加圧防排煙設備」である。第2回の解説でも簡単に触れたが、当該設備は特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けたものが多く現われてきたため、一定の範囲内においては知見が蓄積されたと判断され、④が制定されたものである。なお、当該設備は特殊消防用設備等としては、「加圧防煙設備」という名称になっている。（平成16年消防庁告示第14号第三、二（二）参照）

⑤によりルートB設備として位置づけられたものは、「複合型居住施設用自動火災報知設備」である。これは、既存の共同住宅にグループホーム等の福祉施設が開設される場合、防火対象物全体として令別表第一(16)項イと判定され、共同住宅部分についても新たに消防用設備等の設置・改修が必要となるケースがあり、そのため福祉施設の開設が拒否される、あるいは、既存の福祉施設にあっては退去を求められるという事態が発生していること等を踏まえ、その特性に応じた消防用設備等が検討され、⑤の制定に至ったものである。この問題点については、「小規模福祉施設に対応した防火対策に関する検討会」でも議論が行われ、平成21年2月にまとめられた中間報告の中でも、

○「小規模なグループホーム等の福祉施設は、家具・調度等の可燃物、調理器具、暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状であり、グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはないため、対応策を講じることが適当。」という趣旨のことが書かれている。なお、⑤の制定に併せ②の一部改正も行われている。

表1 ①～⑤の適用用途等の概要

	用 途	要 件	ルートA設備	ルートB設備
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	令別表第一(1) から(12)、(15) 項に掲げる防火対象物 他	(耐火建築物) 地階を除く階数6以下、延べ面積3,000㎡以下(無窓階等以外)	屋内消火栓設備	パッケージ型消火設備(Ⅰ型)
		(耐火建築物以外) 地階を除く階数3以下、延べ面積2,000㎡以下(無窓階等以外)		
		(耐火建築物) 地階を除く階数4以下、延べ面積1,500㎡以下(無窓階等以外)		パッケージ型消火設備(Ⅱ型)
		(耐火建築物以外) 地階を除く階数2以下、延べ面積1,000㎡以下(無窓階等以外)		
令別表第一(5)、(6)項に掲げる防火対象物 他	延べ面積1万㎡以下で、主として居住、執務、作業、集会、娯楽及びその他これらに類する目的のために継続的に使用される室 他	スプリンクラー設備	パッケージ型自動消火設備	
特定共同住宅等において必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	令別表第一(5) 項口に掲げる防火対象物	特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年消防庁告示第2号)を満たすもの	構造類型・階数等により異なる	構造類型・階数等により異なる
特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	令別表第一(2)項二、(6)項口に掲げる防火対象物 他	延べ面積300㎡未満で一定の要件を満たすもの	自動火災報知設備	特定小規模施設用自動火災報知設備
排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	令別表第一(4) 項、(13) 項イ(一部を除く)に掲げる防火対象物	地階又は無窓階で、床面積が1,000㎡以上のもの	排煙設備	加圧防排煙設備
複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物	延べ面積500㎡未満で、令別表第1(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないもの(6)項口及びハについては、一定のものに限る) ※特定一階段等防火対象物を除く	自動火災報知設備	複合型居住施設用自動火災報知設備

①の制定当時は、その後に新たなルートB設備が出てきた場合、その改正を行うことにより対応することを想定していたが、結果的にはその都度新たな省令が制定されることがわかる。

関係規定の整備

ルートB設備は消防用設備等に該当するため、単にそれに係る省令が公布されるだけでは適切な維持管理が行えるわけではないことから、省令の公布に併せ関係告示等の整備が必要になる。

平成22年2月5日に交付された「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の例によれば、当該省令の公布に併せ、同日付で次の告示等の整備が行われている。

- ①消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件(平成22年消防庁告示第3号)
- ②消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件(平成22年消防庁告示第4号)
- ③消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成22年消防庁告示第5号)
- ④消防設備士免状の公布を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件(平成22年消防庁告示第6号)

- ⑤消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件(平成22年消防庁告示第7号)
- ⑥消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件の一部を改正する件(平成22年消防庁告示第8号)
- ⑦消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(平成22年2月5日消防予第61号)
- ①、③及び⑦ 消防用設備等として新たなものが追加されたことによるものである。
- ② 消防法施行規則第31条の6第1項及び第4項の規定に基づくものであるが、今回の改正は新たにルートB設備として位置づけられた「複合型居住施設用自動火災報知設備」の点検期間について、それぞれ機器点検6か月、総合点検1年としたものである。本告示は従前、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(昭和50年消防庁告示3号)」という名称であったが、平成16年の性能規定化の導入に伴い、特殊消防用設備等が追加されたため、全面改正という形で新たに告示が制定された(平成16年消防庁告示第9号)。
- ④ 法第17条の3の3により政令で定める防火対象物は、消防設備士の免状の公布を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に消防用設備等の点検を実施させることを義務付けているが、その対象となる消防用設備等の種類は告示で定めるとの規則第31条の6第5項の

委任を受けた告示である。本改正により「複合型居住施設用自動火災報知設備」の点検を行うことができる資格として、消防設備士については、第4類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士、消防設備点検資格者については第2種のものでされた。なお、本告示も③と同様、従前は、「消防設備士免状の公布を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等の種類を定める件（昭和50年消防庁告示第2号）」として制定されていた。

⑤及び⑥ ルートA設備の場合、消防設備士でなければ工事又は整備を行えないもの及びその種類は、それぞれ令第36条及び規則第33条の3において予め規定されているが、ルートB設備についてはそれが困難であるため、新たなものが現れれば、その都度判断を行うことが必要になる。基本的には、本来設置が必要であるルートA設備の工事等を消防設備士が行う必要があるものについては、ルートB設備も同様の措置が求められることになる。本改正により、「複合型居住施設用自動火災報知設備」は、消防設備士でなければ工事等を行ってはならないルートA設備に類するものとして位置づけられ、工事を行うことができる資格は第4類甲種消防設備士、整備を行うことができる資格は第4類乙種消防設備士とされた。

※ ⑤及び⑥については、消防設備士の業務独占に係る規定なので、本来設置が必要であるルートA設備の工事等に対し消防設備士が行うことが義務付けられていないケースでは、これらの告示の改正は行われぬ。例：平成21年9月15日に公布された加圧防排煙設備

付加条例で設置義務を課している消防用設備等の代替設備を用いる場合の留意事項

ルートB設備を設置・維持していく上での留意事項が過去の通知により何例か示されているが、その中でも平成16年の関係法令の施行時に大きな問題になったのが、条例で付加しているルートA設備の代替設備を用いる場合の措置である。

そのようなケースにおける留意事項としては、「消防法第17第2項の規定に基づく条例により設置義務を課している消防用設備等の代替を用いる場合の留意事項について（平成16年7月23日消防予第126号）」に示されている。

※ 法第17条第2項は、「その地方の気候又は風土の特殊性により」、国の法令のみによっては「防火の目的を十分に達しがたいと認めるとき」において、市町村が条例により、消防用設備等の技術上に関して、付加的な規定を設けてもよいと規定されているもの。

簡単に言うところの通知は、条例で付加的に設置を義務付けている屋内消火栓設備やスプリンクラー設備に代えて、パッケージ型消火設備やパッケージ型自動消火設備を設置する場合には、どのようなことに留意すればよいかについて書かれたものであるが、まずその設置根拠として、次のいずれかによることが適当であるとされている。

- ① 条例に令第29条の4に準じた規定を置く方法
- ② 令第32条に準じた既定の条例規定を設置根拠にして、平成16年総務省令第92号等に準じ、消防長又は消防署長が消防の用に供する設備等の設置を認める方法

②を選択する場合は、その根拠条文が、「火災予防条例（例）（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）」に示されていることもあり、条例改正を行う必要はないところが多いと思われるが、①を選択する場合は、条例において新たに条文を規定することが求められている。

（参考）

川崎市火災予防条例第49条第2項

第40条から第48条までの規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、政令第29条の4第1項の規定により消防長が、その防火安全性が当該消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めた消防の用に供する設備又は消火活動上必要な施設を用いる場合においては、当該消防用設備等（それに代えて当該消防の用に供する設備又は当該消火活動上必要な施設が用いられているものに限る。）については、第40条から第48条までの規定は適用しない。

京都市火災予防条例第46条

（中略）この章の規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、令第29条の4第1項の規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

ただし、同通知では、①、②のいずれの方式を採用したとしても、当該設備は令第7条第7項の規定に基づく消防用設備等に該当するものでないため、消防用設備等に対して適用される「点検及び報告義務（法第17条の3の3）」、「消防設備士の独占業務（法第17条の5）」及び「甲種消防設備士による工事着工の届出（法第17条の14）」について、消防用設備等に準じた措置を講じるよう関係者に指導することを求めている。

この問題点は、令第32条により設置を認めた設備についても生じるものであり、その解消が性能規定化の目的の一つであったことから考えると、②により設置を認めることは適当ではないのかもしれない。 (K.1)